

2022 (R.4) 年 4 月 1 日

一般社団法人への移行に伴う変更等について

1. 名称 一般社団法人 日本給食経営管理学会

2. 定款

以下に一部抜粋して示します。旧学会の会則がベースとなっています。

(詳細は、 <https://kyushoku.net/about-us/> より「定款」をご参照ください)

(事業年度)

第 32 条 当法人の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日から翌年 9 月 3 0 日までとする。

(最初の事業年度)

第 40 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 4 年 9 月 3 0 日までとする。

(設立時の役員)

第 38 条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事：赤尾正、狩野恵美子、三好恵子、朝見祐也、有馬幸恵、石川豊美、石田裕美
市川陽子、太田淳子、風見公子、片山直美、金光秀子、亀山良子、神田知子
幸林友男、國分葉子、西條豪、佐藤愛香、高戸良之、高橋孝子、登坂三紀夫
中村佐多子、名倉秀子、原正美、別所京子、細山田洋子、堀内理恵、松月弘恵
山部秀子

設立時監事：平澤マキ、宮本佳代子

(設立時の代表理事)

第 39 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立代表理事 赤尾正

3. 細則 上記定款に基づき、旧来の細則（及び内規）を整理統合しました。以下に一部抜粋。

(会員ページよりご参照ください)

(会員期限)

第 5 条 学生会員の会員期限は、年度単位(1 年間)とする。学生会員は、年度が改まると同時に会員資格は、消失する。また個人会員、法人会員、賛助会員が 2 年を超えて会費滞納の場合には退会したものとみなす。

(会費)

第 6 条 当法人の年会費は、次のとおりとする。

(1) 会計年度は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。年会費は、前納制とし毎年 9 月 30 日を期限とする。

個人会員 10,000 円

学生会員 2,000 円

法人会員 30,000 円

賛助会員 50,000 円

名誉会員 免除

- (2) 年度途中で入会するものは、前納制の基本に従い、入会年度および翌年度会費を添えて入会届を出すものとする。
- (3) 退会するものには、いったん納入された会費は返却しない。

4. 法人化移行に伴う確認、注意事項

- 1) 現行「日本給食経営管理学会」の財産は、2022年4月1日に一般社団法人日本給食経営管理学会に移行（寄付）します。
- 2) 現行既存会員の身分は、2022年4月1日をもって一般社団法人日本給食経営管理学会会員に移行します。
- 3) 日本給食経営管理学会第9期の理事長、副理事長、理事、監事、評議員は、2022年4月1日をもって一般社団法人日本給食経営管理学会第1期の理事長、副理事長、理事、監事、代議員に移行します。
- 4) 法人化後の会費納入期限は、現行と同じく新年度スタート前（毎年9月30日）です。学会運営は、会員の会費で行われています。ご理解ご協力をお願いいたします。
2年間（前納）会費が滞納されますと、退会とみなしますのでご注意ください。
- 5) 学生会員は、会員期限が年度単位（1年間）と変更になります。年度が改まると会員資格は消失しますのでご注意ください。
- 6) 旧学会事業等連番の更新・継続について
 - ①学術総会・・・法人化後も旧来の連番を継続する（第17回～）
 - ②学術誌・・・法人化後も旧来の連番を継続する（Vol.16 No.2～）
 - ③研究助成事業・法人化後も旧来の連番を継続する（第13回～）
 - ④役員任期・・・法人化後は継続しない。
一般社団法人日本給食経営管理学会役員任期（第1期）
2022年4月1日～2023年9月30日

5. 協力依頼

- 1) Eメールアドレスの登録をお願いします。
世の中は、既にDX時代に突入しています。当学会運営においても会員サービスの向上、事務作業の迅速化、その他利便性向上のために全会員のEメールアドレス登録が急務です。未登録の方は、どうぞご協力よろしくをお願いいたします。
- 2) **変更届**の厳守、速やかなご連絡をお願いします。
Eメールアドレス、所属先、住所等各種変更届は速やかにご連絡ください。
- 3) **各種期日厳守**にご協力ください。
会費納入期限をはじめ、諸業務に設けられている期限の厳守をお願いします。催促することで経済的損失が発生していることをご理解ください。

以上